

人事行政の運営の状況について（令和6年度）

1. 職員の任免及び職員に関する状況

①採用者数について

令和6年度採用	事務職	0人
	介護職	1人
	看護職	0人
	調理職	0人

②退職者数について

令和6年度退職	定年退職	0人
	勸奨・その他	4人

③職員数について

区分		職員数	
		R6.4.1	
一般行政部門	総務	2	
	民生	12	
	小計	14	
公営企業等 会計部門	介護 サービス	29	
	小計	29	
合計		43	

④一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額(円)	最高号給の給料月額(円)
5級	寮長 次長	0	0.0	309,800	398,200
4級	施設長、特定施設管理 者、業務課長、事務 長、介護長	6	14.0	287,300	386,100
3級	副施設長、特定施設副 管理者、主任	8	18.6	261,300	354,700
2級	副主任	10	23.3	230,000	308,500
1級		19	44.2	183,500	258,100

(注) 1. 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2. 職員の給与の状況

①人件費の状況（普通会計決算）

区分	歳出額 A	人件費 B	人件費比率 (B/A)
令和6年度	千円 340,668	千円 87,200	% 25.6

②職員給料費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 14	千円 24,071	千円 8,179	千円 9,168	千円 41,418	千円 2,958

③職員手当の状況

区分	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合		
期末手当 勤勉手当	(6年度支給割合)		
		期末	勤勉
	6月期	1.225月分	1.025月分
	12月期	1.275月分	1.075月分
	計		
退職手当	和歌山県市町村総合事務組合の支給率による		
扶養手当	配偶者	6,500円	
	子	10,000円	
	父母当	6,500円	
	満16歳から満22歳の間(特定期間)の子がある場合の 加算 1人につき 5,000円		
住居手当	借家・借間住者		
	家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円		
	家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円 ※その控除した額の1/2が17,000円を超える ときは、17,000円		
通勤手当	交通機関支給限度…月55,000円		
	交通用具…片道2kmから60km以上までの13区間を 月額3,000円から31,600円まで		
管理職手当	寮長	…月額55,000円	
	次長	…月額37,000円	
	施設長・特定施設管理者	…月額24,000円	
	業務課長・事務長・介護長	…月額17,000円	
時間外勤務手当	1時間当たりの給与額に100分の125～100分の 150の範囲内		
宿直手当	1回あたり 日直勤務及び宿直勤務 5,000円		
	※12月29日から1月3日までは1回につき 2,500円を加算		
夜勤手当	1回あたり 6,000円		
	※12月29日から1月3日までは1回につき 2,500円を加算		
特殊勤務手当	年末年始手当…12月29日から1月3日に正規の勤務 を割り振られ勤務した職員 日額3,000円		
	処遇改善手当…給料の支給を受ける職員に対し、給料の 月額に100分の3.4を乗じて得た額		

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間等について

■勤務時間：8時30分から17時15分

休憩時間を除く、1日7時間45分勤務。週38時間45分勤務。

ただし、勤務時間は勤務場所により異なることがあります。

■週休日：土曜日、日曜日

■休日：国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌1月3日まで）。

■休憩時間：12時から13時までの1時間

②休暇制度等について

■年次有給休暇：1年に20日間付与。

■病気休暇：負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合。

公務に該当する場合は療養に必要とする期間、私傷病に該当する場合は90日以内。

■特別休暇：結婚、出産、忌引きなど特別の事由により勤務しないことが相当である場合の休暇。

■介護休暇：職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障が

あるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

■育児休暇：職員は小学校就学前の子を養育するため、小学校に就学するまでの育児休業をすることができる。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

【分限処分者数】

処分の種類	降任	免職	休職	降級	合計
処分の具体的事由					
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	4人	0人	4人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により職廃、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	4人	0人	4人

【懲戒処分者数】

処分の種類	戒告等	減給	定職	免職	合計
処分の具体的事由					
一般服務 違反関係	信用失墜行為	0人	0人	0人	0人
	職務専念義務違反	0人	0人	0人	0人
	その他	0人	0人	0人	0人
道路交通法 違反	職務執行中	0人	0人	0人	0人
	その他	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

5. 職員のサービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にさまざまな義務が課せられています。

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 政治的行為の制限
- 信用失墜行為の禁止
- 争議行為等の禁止
- 秘密を守る義務
- 営利企業等の従事制限
- 職務に専念する義務

昨年度、サービス義務違反により処罰された事件はありませんでした。

6. 職員の研修の状況

①施設外研修

研修名	参加者数
新規採用職員研修	2人
令和6年度福祉人材キャリア形成支援研修	8人
B C Pセミナー	2人
令和6年度和歌山県高齢者権利擁護等推進事業	1人
ケアマネ研修会及びスキルアップ研修会	1人
高齢者権利擁護・虐待防止研修	3人
養護者による高齢者虐待に対するケアマネ等の対応	9人
感染症講習会	4人
令和6年度人権擁護推進員研修	2人
後見人制度研修	3人
高齢者虐待防止介護支援専門員及び介護職員等研修	9人
高齢者権利擁護推進員養成研修	2人
安全対策担当者養成研修	1人

②施設内研修

身体拘束廃止研修を実施。

ハラスメント研修を実施。

7. 職員の福利及び利益の保護の状況

①福利厚生制度に関する状況

区分	受診者数	内容等
人間ドック	19人	医療機関等が実施する総合健診（30歳以上の希望者）
定期健康診断	18人	組合が実施する健康診断
夜勤者検診	27人	組合が実施する健康診断

②公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金和歌山県支部	0件	

8. 公平委員会に係る業務に関すること（和歌山県公平委員会）

①勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

②不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし